

「法の趣旨はその差異を近づけようということ」

— 裁判長が会社側に指摘 —



人事制度が全く違う、いわば木と竹のように違うのであるから、木に竹は接げないということだが、しかし、この法律の趣旨は、私もいま勉強中だが、正社員と契約社員が違うことを前提として、いわば木と竹が違うが、その差異をできるだけ近づけようという（違うものをできるだけなくしていこう、接げないものを接げるようにしていこうという）趣旨ではないかと思われる。だから、正社員と契約社員の人事制度が違う、木と竹は違うと言うだけでは、抗弁、反論になっていないように思うが、どうか。

個別の手当などの趣旨や目的に従って、それぞれ合理性があるかどうかは問題、個別の手当の趣旨に従って合理性を議論していくのではないかと考えています。裁判所としてはこのような問題意識を持っているので、進行協議でその点について意見をお聞きして議論をしたいという趣旨です。」

この裁判長の発言は20条に対する問題意識と裁判の論点設定は原告とほぼ同じであり、裁判所が被告・会社側に原告と同じ土俵に乗り、その土俵の上で論争するように諭したものと言えます。

この日の裁判も前回と同じく、郵政ユニオン東京地本の組合員を中心に郵政本社前での情宣活動を行いました。この行動にはJAL客乗原告団も参加しました。また、裁判には今回も法廷に入りき

◆東日本第5回口頭弁論報告◆

3月19日、東日本20条裁判の第5回口頭弁論が行われました。この日の口頭弁論では今後の裁判の行方を左右する「重要な展開」（報告会での発言から）がありました。

前回から代わった清水裁判長は開廷後すぐに被告・会社側に向かって以下のような発言を行いました。

「本件について論点は2つあって、労契法20条は、一つの要件として有期契約を理由として手当などの労働条件の差異、相違があること、二つ目はその相違の合理性である。被告の主張を見ていると、人事施策が違うことや賃金体系が違うということで有期の労働条件が違うというのだから、一つ目の相違があることは争いが無いと思えるかがよろしいでしょうか。

二つ目の合理性については、被告の主張は正社員と契約社員とで、キャリアパスや採用、

裁判でも、大衆運動でも会社を圧倒しよう！！

れない多くの組合員、支援者が駆けつけてくれました。

裁判終了後、報告集会を約50名の参加で行いました。棗弁護士から「本日の裁判の内容と意義」、水口弁護士から「第2準備書面の内容」、そして参加した各弁護士からのあいさつ。同じ20条でたたかうメトロコマーヌ支部の原告、JAL 争議原告、郵政非正規65歳裁判の丹羽良子さんからも連帯のあいさつがありました。

西日本20条裁判から原告の榎（くぬぎ）さんからの報告と松岡副委員長からの4月20日の第4回裁判の取り組みと、毎月20日に街頭宣伝を行うという行動提起がありました。最後に郵政ユニオンの日巻委員長から15春闘にもふれながら、均等待遇実現に向けてたたかい抜こうとまとめの決意表明がありました。「支える会」からは中村事務局長が活動の報告を行いました。

4/20 淀屋橋駅前 大宣伝行動に結集を！

西日本裁判は4月20日（月）に第4回口頭弁論が行われます。逡信記念日でもあるこの日の裁判に向けて郵政ユニオン近畿地本と20条を支える会・近畿は口頭弁論前に淀屋橋駅前（京阪・地下鉄）で大宣伝行動を取り組みます。

行動時間は11時から12時までです。20条問題を裁判所の中だけではなく、広く社会的にアピールしていく取り組みです。多くのみなさんの参加を呼びかけます。

裁判終了後には14時から中之島公会堂で報告集会を行います。行動でも被告・会社を圧倒していきましょう！！

「今後の裁判の日程」

■東日本第7回裁判

6月15日（月）11時

※進行協議で傍聴はありません。

■西日本第4回裁判

4月20日（月）13時10分

大阪地裁809号法廷

□メトロコマーヌ裁判

4月23日（木）10時30分

東京地裁705号法廷

□全日建連帯労組裁判

5月13日（水）10時40分

東京地裁527号法廷

支える会会員、500を突破

昨年11月30日の結成から丸4ヶ月、支える会の会員が500を突破しました。

2月17日には第1回運営委員会を開催（第2回は4月15日開催予定）し、支える会のこれまでの活動報告と今後の取り組みについて確認しました。会としての基礎作りもでき、徐々にではありますが、地域での支える会の結成も進んでいます。そして、会結成の目的である20条裁判を支える財政の確立もでき、原告団の活動も保障できるようになりました。

これからさらなる会員の拡大をめざしてがんばります。 <<事務局からの報告>>